（厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「事務は」の下に「、第二条の三の規定により官署支出官（予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第一条第二号に規定する官署支出官をいう。以下同じ。）が行う法第三十八条第一項の規定により準用する労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「徴収法」という。）第十九条第六項の規定による還付金の還付に関する事務を除き」を加え、同条第二項第一号中「労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「徴収法」という。）」を「徴収法」に改める。

第二条の三第一項中「すでに」を「既に」に改め、「ときは、」の下に「官署支出官又は」を加え、同条第二項中「一般拠出金還付請求書（様式第二号）を」の下に「官署支出官又は」を、「にあっては、」の下に「所轄都道府県労働局長及び所轄労働基準監督署長を経由して官署支出官又は」を加える。

第二条の十第一項中「労災保険適用事業主が」の下に「官署支出官、」を加える。